

大垣市税条例の一部改正について

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、令和7年4月1日から施行される事項等について、速やかに大垣市税条例を改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により大垣市税条例の一部改正を行ったので、同条第3項の規定に基づき、報告するとともに承認を求めるもの。

1 主な改正内容

(1) 固定資産税関係

① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る申告の見直し

【附則第8条の3】

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められるときは、区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても、適用することができることとするもの。

(2) 軽自動車税関係

① 税率の区分の見直し

【第66条、第71条】

原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とするもの。

(3) その他

地方税法等及び市税条例の改正により、条項の修正等を行うもの。

2 施行期日

令和7年4月1日